



発行:東京都豊島区
編集:政策経営部広報課
〒170-8422 豊島区東池袋1-18-1
☎3981-1111 (代表)
ホームページ
http://www.city.toshima.tokyo.jp

としま

日曜窓口を開設します

12月21日 午前10時～午後4時 区
役所本庁舎1階
◇取扱業務…住民票、国民健康保険等
◇詳細…日曜窓口代表☎3981・1358

施設を様々な世代が交流する

「地域区民ひろば」 に再編します



「地域区民ひろば」の再編イメージ

- ことぶきの家(16)
 - 児童館(22)・学童クラブ(25)
 - 区民集会室(38)
 - 社会教育会館等(6)
 - 小・中学校地域開放施設
- ()内は現施設数

地域区民ひろば(23・小学校区単位)

「地域区民ひろば」の5つの機能

- ①いきいきひろば (高齢者の憩い・健康増進の場、各種教室、生活・健康相談)
- ②子育てひろば (乳幼児の遊び場、保護者の相互交流)
- ③活動ひろば (区民の自主的活動の拠点、見守り・子育て支援ネットワーク)
- ④学習ひろば (生涯学習の場)
- ⑤放課後対策 (全児童クラブ等)

これまでの施設整備は、いわゆる縦割りの施策体系に基づき

背景

「(仮称)地域区民ひろば」構想

「公共施設の再構築・区有財産の活用」案(本紙12月5日号掲載)にある「(仮称)地域区民ひろば」構想について紹介します。

この案については、パブリックコメント制度(※4面参照)に基づき区民の皆さんのご意見を募集していますが、この構想についてもご意見をお寄せください。

案の全文は、企画課、区有財産活用担当課、行政情報コーナー、図書館、区民事務所、広報課、区ホームページ(アドレスは上部欄外参照)で閲覧できます。

◆詳細…企画担当係☎3981・4204、☎3998
1・1021、Eメール kikakuka@city.toshima.tokyo.jp

目的

乳幼児から高齢者までの「世代を超えた交流の場」を創り、地域住民主体による自主的な活動や地域コミュニティの活性化を図ることを目的とします。

こうしたことから、素案の発表以降、「新基本構想」の策定(本年3月)、基本計画の策定に向けた「区民ワークショップ」からの提案(本年3月)、「区民と行政とのパートナーシップ会議」の提言(平成14年2月)などを踏まえ、利用対象を限定しない新たな地域施設のあり方を「(仮称)地域区民ひろば」構想としてまとめました。

基本単位

子どもや高齢者が歩いて行ける範囲である小学校区(通学区)を再編の基本単位とします。親しみやすく、様々な世代の交流が行いやすい、地域に密着した単位です。

※平成18年度に終了する予定の「小中学校の適正化第一次整備計画」に基づき、区内の小中学校区は23になります。

再編する現行施設および機能

「地域区民ひろば」として再編する現行施設は「ことぶきの家」、「児童館」、「学童クラブ」、「区民集会室」、「社会教育会館」および「小学校・中学校の地域開放施設」です。これらの施設を①いきいきひろば、②子育てひろば、③活動ひろば、④学習ひろば、⑤放課後対策の5つの機能をもつ「地域区民ひろば」として、位置付けます。

管理運営

管理運営の主体は、当面区で行いますが、将来的には、地域住民主体による自主管理に委ねます。

自主管理の運営組織として、町会や青少年育成団体、子育て支援団体、ボランティア団体、NPO等の地域活動団体の代表者を構成員とする「運営協議会」を設立します。「運営協議会」は、「地域区民ひろば」ことの課題や事業実施について協議を行います。

各「地域区民ひろば」の管理運営が地域住民の自主運営に移行するためには、十分な準備が必要ですが、その間、自主運営員のほかに区職員等を配置して管理運営を支援していきます。

この構想に対するご意見をお寄せください

意見は便せん等に①意見②〒住所③氏名を記入し、1月31日までに「〒170・8422 東池袋1の18の1 豊島区役所企画課」へ郵送してください。

※直接持参、ファクス、Eメールも可。

地域説明会を開催します

- ① 1月19日(月) 東部区民事務所
 - ② 1月23日(金) 区民センター
 - ③ 1月27日(火) 西部区民事務所
 - ④ 1月20日(火) 勤労福祉会館 午後2～4時(※)
- ◇当日、直接会場へ
※④のみ保育あり(2～4歳児要予約)。

※(仮称)「地域区民広場」の表記を、今号から「(仮称)地域区民ひろば」に変更します。



年末年始のくらしのガイド

自動交付機の稼働

休止期間

● 区役所本庁舎、巢鴨信用金庫
12月31日(水)～1月3日(土)
● 池袋図書館、目白図書館
12月29日(月)～1月5日(月)

● 勤労福祉会館、駒込社会教育
会館、西部区民事務所、千登世
橋教育文化センター
12月29日(月)～1月3日(土)

● 池袋本町ことぶきの家
12月27日(土)～1月4日(日)

● その他の施設
12月28日(日)～1月4日(日)

※稼働時間の変更：勤労福祉会館
12月28日(日)と1月4日(日)の稼働時間が午前9時～午後4時30分となります。
◇詳細：区民課管理係 ☎3981-4709

資源回収・ごみ収集

資源回収

年末年始の資源回収およびごみ収集日は左下表のとおりです。
※12月28日(日)は収集しません(繁華街収集地区を除く)。
※1月4日(日)は、水曜日地区を収集します。

粗大ごみ

直接に粗大ごみ受付センターへ
☎5296・7000
【年末】12月27日(土)まで
【年始】1月5日(月)から

家電・パソコンリサイクル

◇家電4品目(エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機)：直接に家電リサイクル受付センターへ
☎5296・7200
【年末】12月27日(土)まで
【年始】1月5日(月)から
◇パソコン：直接に(株)電子情報技術産業協会パソコン3R推進室へ
☎5282・7685

動物(犬・猫等)の死体収集

豊島清掃事務所へ。
【年末】12月30日(火)正午まで
【年始】1月4日(日)から

お願い

年末年始は収集時間が平常時と異なる場合がありますので、「ごみ」は午前8時まで、「資源」は午前8時30分までに出してください。また、資源、可燃ごみ・不燃ごみの年内最後の収集が終わった後は、年始の収集日まで資源やごみを出さないでください。
◇詳細：資源回収/計画事業係 ☎3981・1601、ごみ収集/豊島清掃事務所 ☎3984・9681

施設等の開設状況 ◇詳細…総務係 ☎3981-4451

Table with columns: 施設名, 年末(まで), 年始(から). Lists various facilities like 区役所, 区民集会所, 暮らしの関係施設, etc.

- 秀山荘、猪苗代四季の里は休まず開館しています
※1 西部区民事務所の体育館・校庭など開放施設は年末12月28日(日)まで、年始1月4日(日)から
※2 受付抽選は1月5日(日)に行います
※3 介護に関する緊急のご相談は ☎5965-3695、☎3981-3140、☎3986-0907 ☎3984-6821、☎3986-3993、☎5961-3031
※4 2月29日(日)まで休場

区内初の介護老人保健施設が開設されます

区では、区内の高齢者保健福祉施設の整備について、民間と一体となって進めています。具体的には土地の提供や建設費補助などの支援を行っていきま。今後事業を開始する施設について、随時区民の皆さんへ紹介していきます。

介護老人保健施設「池袋えびすの郷」

国、東京都、豊島区が建設を補助する民設民営の施設です。平成16年4月の開設に先立ち、入所希望者の相談受付を開始しました。入所は先着順ではありません。
◇所在地：池袋本町2の34の1
◇定員：100名(短期入所10名程度含む)、通所リハビリテーション1日当たり20名
◇受付先：医療法人社団「日成

会」池袋えびすの郷開設準備室
☎3980・0165、☎3980・0168、月～金曜日
午前9時～午後5時
※介護老人保健施設と特別養護老人ホームの違い
介護老人保健施設/病状が安定し、リハビリを中心とする医療ケアと介護を必要とする場合に入所する施設です。入所期間はおおむね3か月です。
特別養護老人ホーム/常時介護が必要で在宅での生活が困難な場合に入所する施設です。

今後の開設予定

- 平成16年度
● 特別養護老人ホーム(仮称)「シオンとしま」/池袋1の4
定員66名、5月開設
平成17年度
● 特別養護老人ホーム(仮称)「雑司が谷」/南池袋3の42 定員92名
※老人デイサービスセンター、在宅介護支援センター、身体障害者療護施設、身体障害者デイサービスセンター併設、4月開設

こんにちは一日区長室 テーマ「教育・子育て」

より良い区政のためのご意見を、区長が区民の皆さんに直接お聴きします。
1月20日(火) 午前10時～午後4時
区役所本庁舎1階区民相談コーナー(対象：区内在住の方) 定員：10名(一人20分程度)
◇申込み・詳細：1月7日まで
に区民相談係 ☎3981・164 ※先着順。住所・氏名・電話・内容をお知らせください。テーマ以外の内容も可。

年末年始の資源回収・ごみ収集日

Calendar table showing collection days for可燃ごみ and 不燃ごみ by region (月地区, 火地区, etc.) from Dec 22 to Jan 10.

※資源回収の奇数週の水～土曜日地区は12月17日から20日に行う回収が最終となります。

人まち・としま

痴ほう予防の
ファシリテーター
(実践指導者) | **田中 都**さん
(雑司が谷一丁目在住)



「活動の場が広まって、ここに参
加している皆さんが中心となって
次の場で活躍して欲しいです」

田中さんは子育てが一段落し、「何
か人の役に立ちたい」と思っている
矢先、偶然に読んだ新聞記事で痴ほう
予防のファシリテーターの存在を知り
ました。現在 痴ほう予防活動
グループのファシリテーターとして、
週2回長崎健康相談所で活動してい
ます。痴ほうを予防するには健康な
段階から脳の機能を高めておくこと
が大切なので、そのためのプログラ
ム(毎週月曜日/体操、金曜日/旅
行の計画)を、持ち前の明るい人柄
で指導しています。「プログラム参
加者の多くは楽しみながら体操をし
、実際に行くつもりで旅行計画を立て
ていますよ。」と田中さんはメンバ
ーの意欲を語ります。また「痴ほうに
なる前の人が積極的に関わり、長く

続けていくことが大事です。」とこの
プロジェクトの目標を語ってくれまし
た。今後の課題は「ファシリテ
ーターが増え、活躍の場が増えてい
くことです。」と、この活動そのものが
社会全体に広がることを期待してい
ました。

痴ほう予防のファシリテーター...平成
11年から区が東京都老人総合研究所と共同
で実施した長崎一・二丁目地区におけるモ
デル事業をもとに、平成14年4月から長崎
健康相談所(当時長崎保健所)で痴ほう予
防活動グループが発足。ファシリテーター
とは実践指導者のことで、痴ほうになると
最初に低下すると言われている計画力や注
意力等の脳機能を刺激して活性化させるた
めのプログラムを指導している。現在集
分庁舎での活動も含め、区内では3名が活
躍している。

区立自転車駐車場の 定期利用者を募集します

- ◇対象:どなたでも(現在利用
している方も含む) ※団体・法
人は不可。
- ◇期間:平成16年4月1日~平
成17年3月31日
- ◇費用:下表のとおり
- ◇申込み:自転車駐車場(無人
の施設を除く)にある申請用紙
に必要事項を記入し、はがき(返
信先を記入)を添えて、1月31日
までに駐車場の申請書投函箱へ
※応募は本人のみ。各駐車場一
人1通1台のみ。応募者多数の
場合は抽選。
- ※池袋駅西、池袋駅北、駒込駅
北、西巣鴨駅自転車駐車場は今
回の申込みは不要で、3月20日
から各施設で受け付けます。
- ◇詳細:自転車対策係 ☎398
1・4847

自転車駐車場の定期利用料金

単位:円

駅	駐輪施設	所在地	開業時間	自転車				原動機付自転車(50cc)			
				区内居住者		区外居住者		区内居住者		区外居住者	
				一般	学生	一般	学生	一般	学生	一般	学生
駒込	駒込駅北	駒込2-2-2	午前6時~ 深夜0時	2,500	1,250	3,000	1,500	3,750	2,500	4,500	3,000
				2,500	1,250	3,000	1,500	3,750	2,500	4,500	3,000
巢鴨	巢鴨駅北	巢鴨2-7-11	24時間	2,000	1,000	2,250	1,100	2,800	1,850	3,500	2,300
				2,000	1,000	2,250	1,100	2,800	1,850	3,500	2,300
				2,000	1,000	2,250	1,100	2,800	1,850	3,500	2,300
池袋	池袋駅西	西池袋3-20-1	午前6時~ 深夜0時	1,250	650	1,500	750				
				2,500	1,250	3,000	1,500	3,750	2,500	4,500	3,000
				2,500	1,250	3,000	1,500				
目白	目白駅東	目白1-4-1	午前4時~ 深夜1時30分	2,500	1,250	3,000	1,500				
				2,500	1,250	3,000	1,500				
				2,500	1,250	3,000	1,500				
要町	要町駅南	要町1-4-11	午前6時~ 深夜0時15分	2,500	1,250	3,000	1,500				
				2,500	1,250	3,000	1,500				
				2,500	1,250	3,000	1,500				
千川	千川駅南	要町3-9-16	午前6時~ 深夜0時15分	2,500	1,250	3,000	1,500				
				2,500	1,250	3,000	1,500				
				2,000	1,000	2,250	1,100				
落合	南長崎	南長崎4-13-5	午前5時~ 深夜1時15分	2,500	1,250	3,000	1,500	3,750	2,500	4,500	3,000
				2,500	1,250	3,000	1,500				
				2,500	1,250	3,000	1,500				

※利用料金は、減額免除できる場合があります。
※巢鴨駅北自転車駐車場は立体機械式のため、新規申込みは事前に自転車の規格審査があります。

保険・年金

考えよう みんなの医療費
国民健康保険9月分の
医療費をお知らせします

国民健康保険で医療機関にか
かったとき、医療費総額の約3
割は自分で支払いますが、残り
の7割は、区が医療機関に支払
っています。

そこで、医療機関に支払われ
る医療費の総額を知っていただ
くとともに健康の大切さを考え
るきっかけとなるように、加入
者の方が診療を受けた内容を、
世帯主へお知らせしています。
通知書は12月中旬に発送しま
す。この通知書は9月に診療を
受けた内容を確認していただく
もので、手続きなどの必要はあ
りません。

なお、老人保健法の対象の方
と医療費が3千円以下の方には、

今回は通知しません。
◇詳細:国保給付係 ☎3981
・1297

出産育児一時金・葬祭費を 支給しています

赤ちゃんが産まれたとき
国保加入者が出産した場合は、
出生児一人につき35万円を支給
します。妊娠4か月(85日)以
上であれば、死産・流産でも支
給します。

◇申請に必要なもの:①保険証
②母子健康手帳③朱肉を使う印
鑑④振込口座の分かるもの(郵
便局は不可)。

※死産・流産の場合は、医師の
証明が必要です。海外出産の場
合は、状況により別途必要なも
のがあります。
加入者が死亡したとき
葬儀を行った方に対して、葬
祭費7万円を支給します。

◇申請に必要なもの:①保険証
②朱肉を使う印鑑③「葬儀代
金」等と記入された領収書原本
④振込口座の分かるもの(郵便
局は不可)
申請期間
出産育児一時金・葬祭費とも
出産日または葬祭日の翌日から
2年以内。

◇詳細:国保給付係 ☎3981
・1297

国民年金保険料を納めるのが 困難な方はご相談ください

失業した方や平成14年中の収
入が少ない世帯の方は、申請し
承認を受けることで保険料の納
付(全額・半額)が免除される
「保険料免除制度」があります。
この制度は毎年度(7月~翌
年6月)ごとに申請が必要で
す。

◇申請:申請書と印鑑を持参し、相談
・申請をしてください。
※納付の免除は申請のあった月

の前月から対象になります。
12月までに手続きをした場合
11月から対象になります。1月
以降に申請した場合、7月から
申請した月の前々月までは保険
料の納付が必要です。

「ふれあい入浴デー」(ゆず湯)

区内在住の65歳以上の方と小
学生までの子どもは、無料で入
浴できます。
◇実施浴場:区内普通公衆浴場
◇実施時間:浴場営業開始時間
~午後9時
◇利用方法:各浴場窓口で「ふ
れあい入浴デー」を利用するこ
とを申し出てください。

※区内在住の65歳以上の方は毎
月26日(ふろの日)も無料入浴
ができます。
◇詳細:いきがい係 ☎3981
・1734

「豊島区地域省エネルギービジ ョン策定委員会」(第4回)を 開催します

12月18日(木) 午後2時から
生活産業プラザ
※傍聴可。希望する方は事前に
当係へ。
◇詳細:環境計画担当係 ☎39
81・2690

「21世紀の学校づくり懇話会」 を開催します

①第一分科会(第6回)/12月16
日(火) 午前10時~正午②第二分
科会(第4回)/12月18日(木) 午
後2~4時 ③懇話会(第3回)
/12月24日(水) 午前10時~正午
④②は区民センター③は区役
所本庁舎※傍聴可。希望する方
は事前(当日可)に当係へ。
◇詳細:教育改革担当係 ☎39
81・1371、☎3981・
3019、Eメール kyokukaita
kusushin@city.toshima.tokyo.jp

福祉

区内在住の65歳以上の方と小
学生までの子どもは、無料で入
浴できます。

「ふれあい入浴デー」(ゆず湯)

区内在住の65歳以上の方と小
学生までの子どもは、無料で入
浴できます。
◇実施浴場:区内普通公衆浴場
◇実施時間:浴場営業開始時間
~午後9時
◇利用方法:各浴場窓口で「ふ
れあい入浴デー」を利用するこ
とを申し出てください。

環境

12月18日(木) 午後2時から
生活産業プラザ
※傍聴可。希望する方は事前に
当係へ。
◇詳細:環境計画担当係 ☎39
81・2690

子育て・教育

12月18日(木) 午後6時から
区役所本庁舎※傍聴可。
◇詳細:介護保険課管理係 ☎3
981・1942

子育て・教育

12月18日(木) 午後6時から
区役所本庁舎※傍聴可。
◇詳細:介護保険課管理係 ☎3
981・1942

子育て・教育

12月18日(木) 午後6時から
区役所本庁舎※傍聴可。
◇詳細:介護保険課管理係 ☎3
981・1942

施設使用料・手数料の改定案をまとめました

ご意見をお寄せください

施設使用料および手数料は、受益者負担の適正化を図る観点から適時適切な見直しが必要です。豊島区は「豊島区行政改革大綱」(昭和60年10月策定)により3年ごとに見直しています。

区では検討会議を設け、見直しを検討し、改定案を「報告書」としてまとめました。この内容について、パブリックコメント制度(※)に基づき区民の皆さんのご意見をお聴きします。
●詳細…財政係☎3981-4205、☎3981-1021
●Eメール zaiseika@city.toshima.tokyo.jp

報告の概要

施設使用料

平成12年10月の料金改定後3年が経過することから、施設使用料の見直しを検討した。

見直しの基本的考え方

- ①利用する者と利用しない者との負担の公平を図る観点から見直しを行う。
- ②施設を経営的に維持管理するための経費を対象経費(以下「施設コスト」という)とし、これを受益者負担(使用料収入)により賄うことを原則とする。
- ③使用料収入(減免分は換算して算定)と施設コストの間に乖離が見られる場合には、改定率1.5倍の範囲内で、激変緩和を考慮し改定率を定める。
- ④原則として2年以上改定して

※2 支出の効果が当該年度あるいは短期間限りで終わるものをいう。具体的には消耗品費や光熱水費、各種の保守点検等委託経費、火災保険料等をいう。また、原価計算に当たり、消費税は含めないこととする。

なお、次の経費は税による負担とする。

- (1)土地の購入費や建物の建設費100万円以上の高価備品の購入費
- (2)建物の維持補修費
- (3)土地や建物の賃借料および敷金

●使用料収入
使用料収入(施設使用料+附帯設備使用料)+減額免除分の収入換算額

●対象施設の施設コストと使用料収入の状況(平成14年度決算) 施設コストと使用料収入との乖離状況は(表1)の「乖離状況」欄のような結果となった。

また、施設により乖離の状況は相違するため、施設の目的や機能によって、類似施設をグループ化し、グループ内の施設コ

(とおり)

定案	対象施設
減額の間(200円)	各体育施設(豊島体育館、東鴨体育館、雑司が谷体育館、総合体育場、三芳グラウンド、西池袋温水プール、西東鴨体育場、池袋スポーツセンター)
減額	各体育施設(豊島体育館、東鴨体育館、雑司が谷体育館、総合体育場、三芳グラウンド、西池袋温水プール、西東鴨体育場、池袋スポーツセンター)
減額	男女平等推進センター、各社会教育会館、青年館、各体育施設
減額	男女平等推進センター、各社会教育会館、青年館
減額	男女平等推進センター、各社会教育会館、青年館、各体育施設

単位：円

コスト②	原価負担率①/②	改定後料額③	改定前と後の差額③-①
2,959	34%	2,500	1,500
420	71%	400	100
23,984	92%	23,900	1,900
14,561	76%	13,200	2,200
8,094	91%	8,000	600
7,145	66%	5,600	900
4,204	55%	2,800	500
7,145	64%	5,500	900
4,204	55%	2,700	400
8,980	77%	8,700	1,800
14,534	92%	14,200	900
7,673	89%	7,600	800
3,223	87%	3,220	420
667	40%	400	130
4,782	31%	2,250	750
454	75%	450	110
310	74%	310	80
220	68%	210	60
12,528	26%	4,950	1,650
614	72%	610	170
4,361	30%	1,950	650
4,873	39%	2,850	950
996	88%	990	110
10,635	88%	10,630	1,230
5,013	76%	5,010	1,210
20,804	63%	19,800	6,600
5,190	58%	5,000	2,000
		原付8,000	原付3,000

料額以外の検討事項

- ①減額・免除制度の適正化
減額・免除の規定について、次に示す基準により検討した結果、(表3)のとおり見直しこととした。
- 同一の利用対象者に対する減額・免除の規定が施設によって異なっており、公平性の観点から

次年度以降の検討課題

- ①算定方法の改善(学童クラブ・幼稚園、目的外使用施設)
- ②減額免除制度のさらなる適正化
- ③施設の再構築
- ④施設予約および料金徴収のシステム化の検討

料額改定等の手続

改正条例案を平成16年第1回定例会に提案し、適用時期を平成16年10月1日とする。

手数料

負担の原則

手数料は「特定の者のためにする事務に要する経費の対価として徴収するもの」であることから、受益者がその事務に要した経費全額を負担することを原則とする。

料額の改定基準

現行の料額施行後3年を経過し、コストと現在の手数料額の割合(原価負担率)が95%に満たない手数料の料額を改定する。

経費の範囲と基準

- ①人件費
業務の提供に必要な職員経費。都区財政調整制度の標準給により算定する。
- ②物件費
業務の提供に必要な物的経費。消耗品費、印刷製本費、備品の減価償却費、通信運搬費を対象とする。
- ③その他の経費
人件費、物件費に区分されない業務の提供に必要な経費。旅費、報酬、賃金、電算機器賃借料および保守経費を対象とする。
- ④処理時間
処理手順を受付、調査、処理、

改定の必要性

①コストと料額の乖離
調査の結果、全体の42.3%にあたる132件の手数料が、原価負担率95%未満となっている。

②改定すべき手数料
前記の積算基準による原価負担率を基に、政策的な配慮、都区間の関連性を加味し、さらに、件数の少ない手数料はコスト精査が必要であり、これらを踏まえて、(表4)のとおり27件の手数料を改定する。

今後の手数料のあり方

- ①コストの明確化
手数料のコストは定期的な確認、検討を行い、実費額を明確にする。
- ②適正な手数料の維持
おおむね3年ごとに改定時期を設定し、料額を統一的に見直す。

料額改定の手続

改正条例案を平成16年第1回定例会に提案し、適用時期を平成16年10月1日とする。

閲覧できます

「報告書」の全文は、財政課、行政情報コーナー、図書館、区民事務所、広報課、区ホームページ(アドレス1面上部欄外参照)で閲覧できます。
また使用料の「報告書」については、使用料の改定を予定する施設でも閲覧できます。

ご意見をお寄せください

便せん等に①意見②住所③氏名を記入し、1月14日までに「〒170-8422 東池袋1-18-1 豊島区役所財政課」へ郵送してください。
※直接持参、ファクス、Eメールも可。
※パブリックコメント制度
区の重要な政策、方針等を決定する際に、あらかじめ案を公表し、区民の皆さんのご意見をお受けします。そして、その意見を十分考慮した上で最終的な意思決定を行い、寄せられた意見とそれに対する区の考えを公表します。

これにより区民の皆さんの区政への参画や、意思決定過程の透明性の向上、行政の説明責任の徹底を促進します。



表1 施設別のコストと使用料収入の状況

単位：千円

グループ名 施設名	施設コスト			使用料収入			乖離状況 ③/⑥	改定率 (案)
	人件費 ①	消費的支出 ②	計 ③=①+②	施設使用料 設備使用料 ④	減免分の 収入換算額 ⑤	計 ⑥=④+⑤		
広域的集会所	66,484	215,733	282,217	160,548	38,918	199,466	1.41倍	1.2倍
区民センター	10,970	59,769	70,739	65,586	16,054	81,640	0.87倍	
豊島公会堂	10,857	53,140	63,997	22,298	7,420	29,718	2.15倍	
南大塚ホール	9,161	37,396	46,557	13,670	1,540	15,210	3.06倍	
勤労福祉会館	22,334	50,032	72,366	44,705	2,974	47,679	1.52倍	
生活産業プラザ	11,432	10,102	21,534	13,079	8,681	21,760	0.99倍	
男女平等推進センター	1,730	5,294	7,024	1,210	2,249	3,459	2.03倍	1.2倍
地域集会所	142,330	200,613	342,943	50,101	28,991	79,092	4.34倍	
社会教育会館・青年館	88,966	95,700	184,666	30,795	25,350	56,145	3.29倍	
区民集会所・上池袋 コミュニティセンター	53,364	104,913	158,277	19,306	3,641	22,947	6.90倍	1.2倍
目白庭園(赤鳥庵)	7,177	7,457	14,634	3,528	251	3,779	3.87倍	
南池袋斎場(式場・和室)	11,315	14,665	25,980	17,499	0	17,499	1.48倍	1.2倍
宿泊施設	22,161	224,257	246,418	72,594	19,661	92,255	2.67倍	見送り
秀山荘	10,381	119,929	130,310	34,514	7,351	41,865	3.11倍	
四季の里	11,780	104,328	116,108	38,080	12,310	50,390	2.30倍	
体育施設	95,744	370,093	465,837	198,089	59,131	257,220	1.81倍	1.2倍
豊島体育館	19,429	31,994	51,423	11,743	6,336	18,079	2.84倍	
巣鴨体育館	9,080	47,566	56,646	27,592	4,046	31,638	1.79倍	
雑司が谷体育館	18,946	53,402	72,348	24,059	2,803	26,862	2.69倍	
総合体育場	21,050	24,459	45,509	16,413	4,581	20,994	2.17倍	
三芳グラウンド	13,553	30,195	43,748	8,855	738	9,593	4.56倍	
西池袋温水プール	8,084	55,170	63,254	22,126	9,367	31,493	2.01倍	
西巣鴨体育場	5,602	3,643	9,245	3,857	99	3,956	2.34倍	
池袋スポーツセンター	0	123,664	123,664	83,444	31,161	114,605	1.08倍	
自転車駐車場	17,302	160,739	178,041	168,376	196	168,572	1.06倍	据え置き
学童クラブ	450,657	71,923	522,580	27,962	7,862	35,824	14.59倍	見送り
幼稚園	108,002	13,294	121,296	9,618	648	10,266	11.82倍	見送り
計	921,172	1,278,774	2,199,946	708,315	155,658	863,973	2.55倍	

①施設コストおよび使用料収入の算定方法
 ●施設コスト
 施設コスト(利用者負担を求めたコスト)は維持管理に係る人件費(※1)+消費的支出(※2)
 ※1 使用申請の受付や許可書等の交付事務、使用料の徴収事務、各種保守契約等事務など施設の維持管理に従事している人件費に限定する。

②改定率(案)
 ●秀山荘・四季の里
 今後のあり方や運営形態について現在検討のため、改定を

各施設のコストと使用料

いない施設を対象に調査し、3年ごとに見直す。今回の対象施設は(表1)の施設および行政財産の目的外使用施設とする。

具体的な料額改定

①改定する施設と改定率

表3 減額・免除規定の改定内容(この表の改定内容以外は現行の)

減額または免除の設定項目	現行	改定
65歳以上で区内に住所を有する方が個人で体育施設を利用するとき	免除	50%(当一面一律)
区内の児童・生徒が教員もしくは指導者のもとに体育施設を利用するとき	50%減額	25%
官公署が公益のため施設を利用するとき	50%減額	25%
施設の登録団体が施設を利用するとき	免除または50%減額	25%
施設の登録団体以外の各種団体等が施設を利用するとき	50%減額	25%

表2 現行料金と改定料金の比較(主な施設のみを掲載)

単位：円

施設名	利用区分	現行料金	改定後料金	改定差額
総合展示場	午前	15,500	18,600	3,100
	午後	23,000	27,600	4,600
	夜間	28,900	34,700	5,800
	全日	60,700	72,800	12,100
文化ホール	午前	19,400	23,300	3,900
	午後	30,800	37,000	6,200
	夜間	38,500	46,200	7,700
	全日	79,900	95,900	16,000
和室	午前	4,800	5,800	1,000
	午後	6,600	7,900	1,300
	夜間	9,100	10,900	1,800
	全日	18,500	22,200	3,700
音楽室兼映写室	午前	7,800	9,400	1,600
	午後	11,600	13,900	2,300
	夜間	15,500	18,600	3,100
	全日	31,400	37,700	6,300
第1会議室	午前	1,900	2,300	400
	午後	2,800	3,400	600
	夜間	3,700	4,400	700
	全日	7,600	9,100	1,500
第2会議室	午前	5,000	6,000	1,000
	午後	7,000	8,400	1,400
	夜間	8,800	10,600	1,800
	全日	18,700	22,400	3,700
第3・4・5会議室	午前	3,700	4,400	700
	午後	5,000	6,000	1,000
	夜間	6,100	7,300	1,200
	全日	13,400	16,100	2,700
第6・7会議室	午前	2,600	3,100	500
	午後	3,600	4,300	700
	夜間	4,800	5,800	1,000
	全日	10,000	12,000	2,000

※これ以外にも表1「改定率(案)」欄で1.2倍と表示されている施設を改定します。

表4 現行手数料額とコストの状況

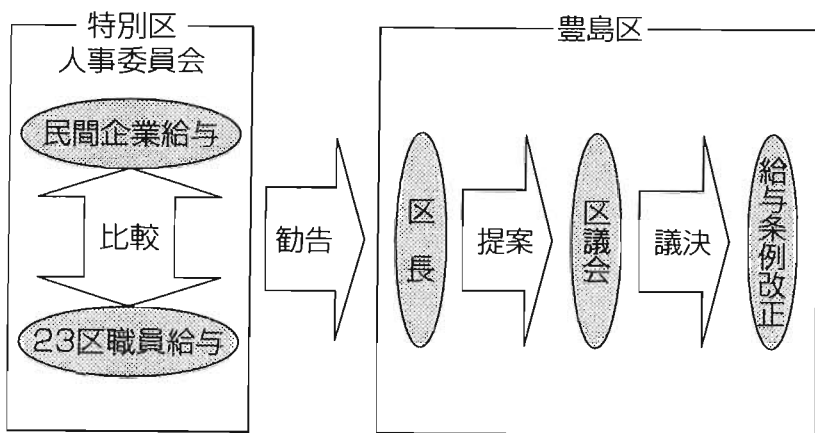
事務内容	所管課	現行手数料額①	
住民記録一覧表の閲覧	区民課	1,000	
営業または業務に関する証明書	保健所	300	
旅館業法許可申請ホテルまたは旅館		22,000	
旅館業法許可申請簡易宿所または下宿		11,000	
旅館業の地位の承認承認		7,400	
移動飲食店または臨時飲食店営業許可申請		4,700	
移動飲食店または臨時飲食店営業許可更新申請		2,300	
移動または臨時菓子製造業営業許可申請		4,600	
移動または臨時菓子製造業営業許可更新申請		2,300	
工場認可申請500㎡以下		環境保全課	6,900
工場認可申請500㎡超1,000㎡以下			13,300
工場変更認可申請	6,800		
屋外広告物設置許可(広告塔・板)5㎡ごと	道路管理課	2,800	
屋外広告物設置許可(小型広告板)1枚ごと		270	
屋外広告物設置許可(はり紙・札50枚ごと)		1,500	
屋外広告物設置許可(立看板)1枚ごと		340	
屋外広告物設置許可(電柱街路灯利用)1枚ごと		230	
屋外広告物設置許可(標識利用)		150	
屋外広告物設置許可(宣伝車)		3,300	
屋外広告物設置許可(バス電車車体利用)		440	
屋外広告物設置許可(前記以外車体利用)		1,300	
屋外広告物設置許可(アドバルーン)		1,900	
屋外広告物設置許可(広告幕)	880		
屋外広告物設置許可(アーチ)	9,400		
屋外広告物設置許可(装飾街路灯)	3,800		
屋外広告物設置許可(店頭装飾)	13,200		
自転車撤去保管手数料(自転車等の放置防止に関する条例)	交通安全課	3,000	

平均改定率22.9%(27件)

Q 職員の給与は どうやって決めるのですか。

A 23区では、法律に基づき設置された特別区人事委員会が、毎年、23区内の民間企業の給与などを調査し、民間企業の実態と合うように、区に対して給与の改定を勧告します。区では、この勧告に基づき、区民の代表である区議会の審議、議決を経て、給与を決定します。このため、職員の給与は、民間企業の給与水準を適正に反映するものとなっています。
今年の人事委員会勧告は、給与の平均0.79%の引下げ、期末手当（ボーナス）の5年連続引下げなどの内容でした。

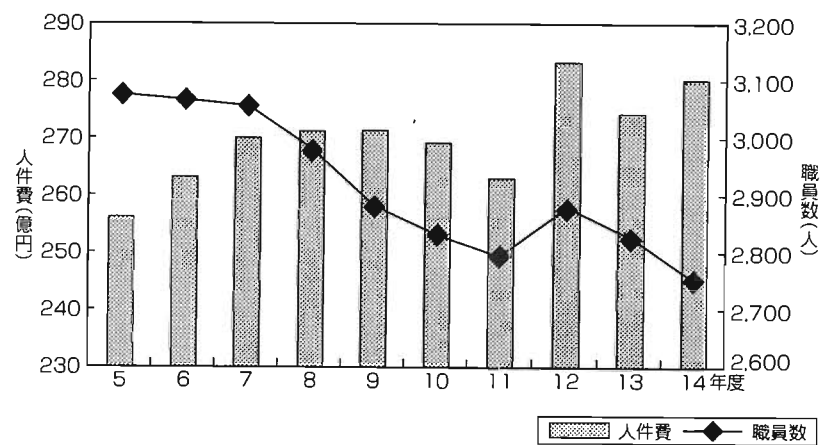
図1 給与決定の仕組み



Q 人件費は減っていますか。

A 区は、事務事業の見直しによる職員数の削減、人事委員会勧告に基づく給料の減額、期末手当の引下げなど、積極的に人件費の抑制に努めています。
平成15年11月には、全国の区市町村で初めて名誉昇給制度を見直し、殉職などの場合を除いて、名誉昇給を廃止しました。
区の人件費は、平成12年4月に清掃事業等が都から区に移管されたことにより一時的に増えましたが、全般的には減少傾向となっています。

図2 人件費と職員数の推移



定員の状況

部門別職員数

各年度4月1日現在

区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由
	平成14年度	平成15年度		
一般行政	2,276人	2,217人	△59人	—
議会	17人	17人	0人	—
総務	390人	384人	△6人	業務委託、事務事業執行体制の見直しほか
税務	87人	86人	△1人	事務事業執行体制の見直し
民生	1,146人	1,113人	△33人	ことぶきの家・児童館の非常勤職員活用、用務職の再雇用職員等活用ほか
衛生	363人	351人	△12人	清掃事務事業執行体制の見直し
労働	2人	0人	△2人	外郭団体派遣職員の引揚げ
商工	17人	21人	4人	商工担当部の新設
土木	254人	245人	△9人	建築事務事業執行体制の見直し、再雇用職員等活用ほか
特別行政(教育)	363人	321人	△42人	図書館受付業務委託、調理・用務職の再雇用職員等活用ほか
公営企業等	117人	116人	△1人	介護保険事務の再雇用職員等活用
合計	2,756人	2,654人	△102人	—

職員数は、一般職に属する職員数で、休職者および派遣職員（特別区の一部事務組合への派遣など地方自治法上の派遣職員は除く。平成14年度16人、平成15年度18人）等を含み、非常勤職員および臨時職員を除きます。

新定員適正化計画の数値目標

計画年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	合計
定員適正化目標	55人	65人	70人	60人	250人

財政健全化対策として、平成14～16年度の間、この数値目標に約20%上乗せして削減することを目標としています。

定員適正化目標

区は、住民福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げるため、数次にわたり行財政改革を実施し、簡素で効率的な組織運営と定員の適正化を進めています。

定員の適正化については、「新定員適正化計画」などにより、平成8～15年度の間590人（平成12年度の都区制度改革に伴う事務移管による増員192人を除く）の実績となっています。今後も、さらに簡素で効率的な組織運営と定員の適正管理に努めていきます。

定員適正化計画の進捗状況

各年度4月1日現在

区分	平成13年度	平成14年度	平成15年度	合計
一般行政	減員 △145人	△96人	△89人	△330人
	増員 29	85	30	144
	差引 △116	△11	△59	△186
議会	職員数 2,287	2,276	2,217	—
	減員 △1	0	0	△1
	増員 0	1	0	1
	差引 △1	1	0	0
総務	職員数 16	17	17	—
	減員 △12	△13	△14	△39
	増員 5	23	8	36
	差引 △7	10	△6	△3
税務	職員数 380	390	384	—
	減員 0	0	△1	△1
	増員 1	4	0	5
	差引 1	4	△1	4
民生	職員数 83	87	86	—
	減員 △117	△54	△38	△209
	増員 11	48	5	64
	差引 △106	△6	△33	△145
衛生	職員数 1,152	1,146	1,113	—
	減員 △6	△13	△15	△34
	増員 4	2	3	9
	差引 △2	△11	△12	△25
労働	職員数 374	363	351	—
	減員 0	△1	△2	△3
	増員 0	1	0	1
	差引 0	0	△2	△2
商工	職員数 2	2	0	—
	減員 △1	0	△1	△2
	増員 1	0	5	6
	差引 0	0	4	4
土木	職員数 17	17	21	—
	減員 △8	△15	△18	△41
	増員 7	6	9	22
	差引 △1	△9	△9	△19
特別行政(教育)	職員数 263	254	245	—
	減員 △38	△39	△43	△120
	増員 5	0	1	6
	差引 △33	△39	△42	△114
公営企業等	職員数 402	363	321	—
	減員 0	△77	△3	△80
	増員 77	56	2	135
	差引 77	△21	△1	55
合計	職員数 138	117	116	—
	減員 △183	△212	△135	△530
	増員 111	141	33	285
	差引 △72	△71	△102	△245
	職員数 2,827	2,756	2,654	—

職員の給与 について お答えします



区は厳しい財政状況の中、職員一丸となって、区民サービスの維持、向上に努めています。区民の皆さんに、一層のご理解をいただくため、職員の給与と定員管理の状況について、皆さんの疑問にお答えします。
☎詳細…給与係 ☎3981-4512

Q 区民サービス向上のために何かしていますか。

A 豊島区では、平成15年4月1日現在、2,654人の職員が、区民生活に密着した様々な仕事をしています。正規の勤務時間は月～金曜日の午前8時30分～午後5時15分ですが、平日に来庁できない方のための日曜窓口の開設や、保育園の延長・夜間保育の実施など、区民サービスの充実を図っています。また、民間企業体験研修(写真)を行うとともに、ワンランク上のサービスを目指す接遇向上運動「特上接客としまく」を実施するなど、区民の皆さんに信頼される職員の育成に努めています。



甘味処での店頭販売



ロビーサービス

給与の状況

人件費

各年度決算

区分	歳出額	人件費	比率
平成14年度	905億円	278億円	30.7%
平成13年度	1,022億円	274億円	26.8%

職員給与費

平成15年度一般会計当初予算

給料	期末・勤勉手当	その他の手当	合計
113億円	52億円	29億円	195億円

職員給与費は、人件費から退職手当、特別職(区長、議員など)の給料等、社会保険料の事業主負担などを除いたものです。1人当たり給与費は、751万円です。
※端数処理のため、合計は一致していません。

平均給料月額、平均給与月額、平均年齢

平成15年4月1日現在

区分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一般行政職	367,051円	478,739円	43歳10月
技能労務職	349,641円	446,035円	47歳7月

給与は、基本給である給料に、諸手当(期末・勤勉手当、退職手当などを除く)を加えたものです。国の給与との比較の指標として、ラスパイレス指数というものがありますが、それによると、平成14年4月1日現在の区の給与は、国の給与の1.02倍となっています。

一般行政職の初任給

平成15年4月1日現在

区分	豊島区		国	
	初任給	採用2年後	初任給	採用2年後
大学卒	180,900円	204,500円	I種180,900円 II種171,500円	I種200,200円 II種185,600円
高校卒	144,900円	154,300円	139,500円	149,200円

一般行政職の経験年数別平均給料月額

平成15年4月1日現在

区分	経験10年	経験15年	経験20年
大学卒	283,281円	335,760円	393,243円
高校卒	231,600円	278,856円	326,470円

一般行政職の級別職員数

平成15年4月1日現在

区分	職員数	構成比	1年前		5年前	
			1年前	5年前	1年前	5年前
10級	1人	0.1%	0.2%	0.3%		
9級	19人	1.5%	1.4%	1.0%		
8級	10人	0.8%	1.1%	0.4%		
7級	41人	3.3%	3.1%	2.0%		
6級	143人	11.6%	11.8%	7.3%		
5級	381人	30.9%	31.4%	28.6%		
4級	384人	31.1%	29.2%	27.3%		
3級	208人	16.8%	18.5%	30.1%		
2級	35人	2.8%	1.5%	2.0%		
1級	13人	1.1%	1.7%	1.0%		
合計	1,235人	100.0%	100.0%	100.0%		

※端数処理のため、合計は一致していません。

一般行政職の昇給期間短縮

区分	職員数	昇給期間短縮者数	比率
平成14年度	1,235人	479人	38.8%
平成13年度	1,266人	335人	26.5%

昇給期間短縮は、普通昇給期間12月を短縮して昇給させる措置で、勤務成績が特に良好な場合の特別昇給、昇任時の特別昇給などがあります。

主な手当

平成15年4月1日現在

区分	豊島区	国			
扶養手当	配偶者	16,200円	配偶者	14,000円	
	その他2人目まで	5,500円	その他2人目まで	6,000円	
	3人目から	4,000円	3人目から	5,000円	
	16~22歳の子に加算	4,000円	16~22歳の子に加算	5,000円	
住居手当	扶養親族あり	8,800円	支給限度額	27,000円	
	扶養親族なし	8,300円			
通勤手当	支給限度額		支給限度額		
	45,500円	50,000円			
調整手当	給料・扶養手当等の12% 1人当たり平均支給月額		給料・扶養手当等の0~12%		
	44,030円				
特殊勤務手当	支給職員の割合	46.1%	—		
	1人当たり平均支給月額	7,358円			
時間外勤務手当	1人当たり平均支給月額	32,581円	—		
期末・勤勉手当	給料・扶養手当等の4.65月分 (6月期 2.05月分 12月期 2.10月分 3月期 0.50月分)		給料・扶養手当等の4.65月分 (6月期 2.25月分 12月期 2.40月分)		
退職手当	自己都合	定年退職等	自己都合	定年退職等	
	勤続20年	24.25月	38.00月	勤続20年	21.00月
	勤続25年	32.50月	50.00月	勤続25年	33.75月
	最高限度	50.00月	62.70月	最高限度	60.00月
	1人当たり平均支給額	542万円	2,662万円		

特殊勤務手当は、著しく危険、不快、特殊等の勤務に従事する職員に支給される手当で、支給額順に、①交替制勤務者等特殊業務手当②清掃業務従事職員特殊勤務手当③福祉事務所等業務手当などがあります。

特別職の給料等

平成15年4月1日現在

区分	給料等月額	期末手当
区長	1,038,000円	給料等の3.80月分 (6月期 1.65月分 12月期 1.65月分 3月期 0.50月分)
助役	882,000円	
収入役	773,000円	
議長	882,000円	
副議長	773,000円	
議員	598,000円	

特別職の給料等は、平成15年4月から、区長10%、助役・議長5%、収入役・副議長3%、議員1.8%などの引下げを実施しています。

イベント情報

費用の記載がない事業は無料です

庁舎ロビーコンサート「弦楽トリオ」

12月17日(水) 午後0時15～45分 区役所本庁舎◇演奏/東京音楽大学
◇詳細…文化芸術係☎3981-1270

湯～友～タイム

①12月19日(金) 午後2～3時 朝日湯(池袋3-21-9)
②12月19日(金) 午後2時30分～3時30分 月見湯(東池袋2-22-8)
ともに区内在住の65歳以上の方◇更衣場でのストレッチ体操。
◇詳細…いきがい係☎3981-1734

2004としま「成人の日」のつどい

1月12日(祝) 午後1時から 東京芸術劇場大ホール◇音楽成人式◇指揮/山岡重信、演奏/豊島区管弦楽団、オルガニスト/伊藤純子、司会/日々野真理◇昭和58年4月2日～昭和59年4月1日生まれの区内在住の方(案内状は12月中旬に発送。一般の方も入場できます。往復はがき(はがき記入例参照)で、12月24日(必着)までに「生涯学習課管理係」(あて先上記欄外参照)へ。
◇詳細…当係☎3981-1188

スポーツ



◆第23回区民グランドゴルフ新春大会

1月12日(祝) 正午～午後4時 総合体育場◇区内在住、在勤、在学の方とその家族(小学5年生以上)◇500円(保険料等)※運動できる服装・運動靴を持参。用具の貸出しあり◇主催/レクリエーション協会、後援/教育委員会◇申込み・詳細…1月9日までに当協会 中村☎3918-1014、スポーツ振興係☎3981-1334

◆池袋スポーツセンター

健康づくり教室
①火・木曜日教室
1月22日(休)～3月16日(火) (全16回) 午前11時～午後0時30分
②水・金曜日教室
1月21日(休)～3月17日(火) (全16回) 午後2時15分～3時45分
ともに◇ステップ台やバランスボール等を使用した運動◇区内在住、在勤の方※現在治療中の方は主治医の許可が必要◇各30名◇3,200円(別途施設使用料が必要、1回につき500円)◇申込み…往復はがき(はがき記入例参照)で、12月24日(必着)までに「〒170-0012 上池袋2-5-1 池袋スポーツセンター」へ※1人1コースのみ。はがき持参で窓口申込みも可。先着順。
◇詳細…当センター☎5974-7262

◆第51回区民駅伝大会

1月25日(日) 午前10時発走 皇居・桜田門周回コース(一人1周約5km、女子の部・中学生の部は半周)※地下鉄有楽町線桜田門駅下車◇①一般男子、女子の部(高校生・大学生を含む)②壮年男子の部(40歳以上)③男女混成の部④中学生男子、女子の部※競技者1チーム5人、女子の部と中学生の部は6人◇区内在住、在勤、在学の方(学連登録者を除く)◇1チーム2,500円(中学生の部2,000円)◇申込み…1月16日までに参加費を添えて、スポーツ振興課へ。

※監督者会議/1月16日(金) 午後6時30分から 生活産業プラザ
◇詳細…スポーツ振興係☎3981-1334

◆雪遊びと温泉とスキー

1月31日(土) 午前7時出発～2月1日(日) 猪苗代四季の里◇雪遊び、近隣スキー場での自由滑走(講習なし)◇区内在住、在勤の方とその家族◇40名◇おとな15,000円(小学生以下12,000円)◇主催/豊島区スポーツリーダー委員会、後援/教育委員会◇申込み…往復はがき(はがき記入例参照)で、12月25日までに「スポーツ振興課」(あて先上記欄外参照)へ。
◇詳細…当委員会 小沢☎3974-5005、スポーツ振興係☎3981-1334

◆池袋スポーツセンター「泳力テスト」

小学生はこのテストに合格すると区内のプールを単独で利用できます。
◇実施日…毎週水曜日 午後4～5時
※1月からは毎週土・日曜日 午前10～11時に変更◇当日直接当施設へ。
◇詳細…当センター☎5974-7262

け や き 高齢者の施設から

◆巣鴨ことぶきの家 歴史講座

12月19日(金) 午後1時30分～3時◇「近藤 勇を楽しく学ぶ」◇講師…歴史研究家/菅野二郎氏◇50円(資料代)◇当日直接会場へ※60歳未満の方もどうぞ。
◇詳細…当館☎5974-5464

社会福祉協議会

◆リボンサービス協力会員募集説明会

12月16日(火) 午前10時～正午 区民センター◇制度の仕組みほか◇申込み・詳細…当協議会☎3981-9250

◆ボランティア活動入門講座

「のぞいてみようボランティア」
12月22日(月) 午後7～9時 豊島ボランティアセンター◇活動の種類や選び方。ボランティア保険など◇10名◇申込み・詳細…当センター☎3984-9375

募 集

◆区立中学校少人数指導講師(非常勤)

◇平成16年4月1日現在、50歳未満で中学校教員免許がある方◇教科/数学、理科、英語◇1日5時間程度(夏休み、冬休みは除く)◇時給2,000円(交通費を含む)◇4月1日以降採用◇20名程度◇選考…書類および面接◇申込み…1月9日までに、履歴書(写真貼付)を「教育委員会指導室」(あて先上記欄外参照)へ郵送または持参。
◇詳細…指導室☎3981-8255

本 館

◆雑司が谷体育館 温水プール

12月23日(祝)～28日(日)◇機器の保守点検整備・特別清掃等のため。
◇詳細…当館☎3590-1252

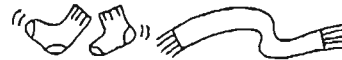


健康

費用の記載がない事業は無料です

◆インフルエンザの予防接種をするときは事前に医療機関に確認してください

既に65歳以上の方に接種の案内をしましたが、現在一部の医療機関でワクチンが不足しています。厚生労働省によると、全国的には供給量は確保されているとのことですが、接種する方は事前に医療機関に確認後受診してください。
◇詳細…池袋保健所健康推進課☎3987-4172、長崎健康相談所☎3957-1191



年末年始(12月28日～1月5日)の休日診療

～健康保険証を忘れずに
健康保険証は、必ずお持ちください。忘れると、全額自己負担となります。
〈内科・小児科〉
池袋休日診療所(東池袋1-20-9 池袋保健所6階) 午前9時～午後9時30分☎3982-0198
巣鴨休日診療所(巣鴨4-22-17 保健福祉部巣鴨分庁舎内) 午前9時～午後5時☎3949-6561
長崎休日診療所(長崎2-27-18) 午前9時～午後5時☎3959-3385
〈歯科〉(電話予約制)
池袋歯科休日応急診療所(東池袋1-20-9 池袋保健所6階あぜりあ歯科診療所内) 午前9時～午後4時30分☎5985-5577

年末年始の食品衛生管理には十分気を配りましょう

- 食中毒は夏に発生するものと思いがちですが、近年、冬に発生する食中毒が増加しています。家庭でも、暖房設備の発達により室温が高くなったため、食中毒を引き起こす細菌が繁殖するのに十分な条件になります。
- 年末年始はおせち料理や食材の買いだめをしがちです。最近では、三が日も営業しているお店が多くなっていますので、傷みやすい食品は必要な量だけ買いましょう。
- 料理を作るときは、なるべく食べられる分だけを作りましょう。

◆犬の飼い主の皆さんへ

犬のふん尿や無駄吠え、放し飼いにしている苦情が増えています。
マナーを守り、他人に迷惑をかけないように注意しましょう。
犬の管理のポイント
①敷地内で飼養し、犬や犬舎の内外をいつも清潔にしましょう。
②食事は時間を決めて与えましょう。
③毎日、散歩をさせましょう。
●放し飼いは禁止されています。必ず引き綱を付けてください。
●ふん尿は散歩の前にさせるか、ビニール袋、水などを持参して必ず後始末をしましょう。
◇詳細…池袋保健所生活衛生課☎3987-4175

〈眼科・耳鼻咽喉科など〉
東京都保健医療情報センター
①医療機関案内サービス「ひまわり」
☎5272-0303(24時間受付)
②インターネットでの医療機関案内
●パソコンから
<http://www.himawari.metro.tokyo.jp/>
●携帯電話から
<http://www.himawari.metro.tokyo.jp/kt/>
③外国語(英語、中国語、ハングル、タイ語、スペイン語で対応)による医療情報サービス ☎5285-8181(毎日午前9時～午後8時)
東京消防庁災害救急情報センター
テレホンサービス
24時間医療機関の案内
☎3212-2323
◇詳細…地域保健課管理係☎3987-4203

- お重に入れたおせち料理は、出したままになりがちです。かまぼこ、伊達巻、刺身など傷みやすい食品は、ほかの料理と区別し、冷蔵庫で保管しましょう。
- 冷蔵庫は詰め過ぎないように注意し、ドアを開けっ放しにしないように気をつけましょう。
- 調理済みの食品は、ラップに包むかふた付きの容器に入れ、食材からの二次汚染を防ぎましょう。
- 毎年のように、ふぐの素人料理による食中毒が発生しています。大変危険ですので、絶対にやめましょう。
◇詳細…池袋保健所生活衛生課☎3987-4177

官公署だより

●豊島都税事務所 年末年始の都税の窓口案内

都税事務所・自動車税事務所での年末における都税の申告や納税、各種証明などの事務の取扱いは、12月26日(金)までとなります。新年の業務は、1月5日(月)から始まります。休み中の申告書、申請書の受付は、都税事務所に備え付けの「申告書受箱」をご利用ください。
◇詳細…当所☎3981-1211

●秩父市 「農業・林業体験ワーキングホリデー」の参加者を募集します
◇実施時期…随時(原則日帰り)◇体験内容…野菜の根付け・収穫、枝打ち・間

伐・下草刈など◇応募資格…区内在住、在勤の方◇申込み…はがき(はがき記入例参照)で、「〒368-8686 秩父市熊木町8-15 秩父市農林課内 まちとむらの交流実行委員会事務局」へ※受付中。
◇詳細…当事務局☎0494-25-5210

はがき記入例

【はがきの裏】

- ①事業またはイベント名
- ②〒住所
- ③氏名(ふりがな)
- ④年齢
- ⑤性別
- ⑥電話番号
- ⑦その他必要事項

※往復はがきを利用する場合、返信に〒住所、氏名を記入してください。